

群馬県長野原町立第一小学校を訪ねて 「水の大使2009」参加者募集(小学4年生～6年生)

「水の貴重さ・大切さの発見」をテーマに、ハッ場(やんば)ダムが建設される水源地、群馬県長野原町を訪ね、地元小学生との交流を行う『水の大使』を募集します。

【日 程】8月5日(水)～7日(金)(2泊3日)

【行 先】群馬県長野原町立第一小学校

【内 容】地元小学生との交流会、ハッ場ダムについての勉強と建設現場見学及び吾妻渓谷のハイキングなど(往復ともバス、宿泊先は川原湯(かわらゆ)温泉街の旅館)

【募集人員】県内在住の小学4年生～6年生とその保護者20組40人
※保護者1名につき児童1名参加可、申込多数の場合は抽選となります。

【参加費】1組(2人)につき15,000円

【申込方法】往復はがきに①郵便番号と住所、②電話番号、③小学校名と学年、児童・保護者毎に④氏名、⑤ふりがな、⑥年齢、⑦性別、⑧児童との続柄(保護者のみ)、⑨返信用宛先を明記のうえ郵送
※各項目に不備がある場合は無効になることがあります。
なお、個人情報は他の用途には使用しません。

【申込期限】6月22日(月)必着

【申込・問合わせ先】〒260-8667(住所省略可)

千葉県庁水政課内「千葉県上下流(じょうかりゅう)交流事業実行委員会事務局「水の大使A」係」
TEL 043-223-2688



建設現場見学(トンネル工事)

水源地の自然に親しもう! 水や森の大切さを学ぼう! 「森と湖児童交流会」参加者募集(小学5年生～6年生)

鬼怒川上流の水源地で行われる「森と湖に親しむ旬間 上下流交流会」の行事に参加し、「水と森」をテーマとした体験学習、鬼怒川のダム見学等を通じて、地元小学生との交流を行う児童を募集します。

【日 程】7月23日(木)～24日(金)(1泊2日)

【行 先】栃木県日光市(湯西川)

【内 容】地元小学生との交流会、湯西川ダム建設現場・川治ダムの見学、魚のつかみどり、間伐体験など(往復ともバス、宿泊先は湯西川(ゆにしがわ)温泉街のホテル)

【募集人員】県内在住の小学5年生～6年生とその保護者20組40人
※保護者1名につき児童1名参加可、申込多数の場合は抽選となります。

【参加費】1組(2人)につき12,000円

【申込方法】往復はがきに①郵便番号と住所、②電話番号、③小学校名と学年、児童・保護者毎に④氏名、⑤ふりがな、⑥年齢、⑦性別、⑧児童との続柄(保護者のみ)、⑨返信用宛先を明記のうえ郵送
※各項目に不備がある場合は無効になることがあります。
なお、個人情報は他の用途には使用しません。

【申込期限】6月22日(月)必着

【申込・問合わせ先】〒260-8667(住所省略可)

千葉県庁水政課内「千葉県上下流(じょうかりゅう)交流事業実行委員会事務局「森と湖A」係」
TEL 043-223-2688



水生生物の調査(安らぎの森自然公園内)

水道料金減免のご利用を 千葉県水道局では、お申し出により水道料金の一部を免除しております。

免除対象者等	免除内容
1 生活保護世帯のうち生活扶助の保護を受けている世帯	1ヵ月につき10㎡までの使用水量に係る従量料金並びに消費税及び地方消費税相当額(10円未満の端数は切り捨てます)
2 生活保護世帯のうち教育扶助、住宅扶助及び医療扶助のいずれかの保護を受けている世帯 3 児童扶養手当を受けている方がいる世帯 4 特別児童扶養手当を受けている方がいる世帯 5 身体障害者手帳の交付を受け、かつ、1級又は2級の障害を有する方がいる世帯 6 知的障害者更正相談所等において重度以上の知的障害者と判定された方がいる世帯 7 精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、かつ、1級の障害を有する方がいる世帯 8 寝たきり老人と認定された方がいる世帯 ※5～8の世帯については、当年において市町村民税(所得割)を賦課された方のいない世帯が対象となります(同居の世帯を含みます)。ただし、市町村民税(所得割)を賦課された方が前年において所得税を賦課されていないことを証明すれば、当該免除の対象となります。	消費税及び地方消費税相当額 (10円未満の端数は切り捨てます)
9 社会福祉法第2条第2項第1号から第5号に規定する社会福祉事業を行う施設(国又は地方公共団体の施設を除く)	1ヵ月につき従量料金の30%並びに消費税及び地方消費税相当額(10円未満の端数はそれぞれ切り捨てます)

※3、4に関しては児童手当法上の児童手当受給世帯と異なります。

詳しくは
県水お客様センター
0570-001245(ナビダイヤル)
または
043-310-0321
へお問い合わせください。



県水お客様センター 受付時間外(夜間・休日)の問い合わせ等は水道センターへ 水道センター

電話受付時間 平日(月～金)8:45から18:00まで
土曜日 8:45から17:00まで
(日曜日・祝日及び年末年始の休業期間12/29～1/3を除く)

ナビダイヤル..... 0570-001245
ナビダイヤルをご利用できない場合... 043(310)0321
FAX専用..... 043(272)3333

- お引越等です新しく水道を使うとき
- お引越等です使っていた水道を止めるとき
- ご利用になるお客様の名義を変えたいとき
- 納入通知書の郵送先を変更したいとき
- 料金・使用水量に対するお問い合わせ
- 水質に関するお問い合わせ ●漏水を発見したとき
- 水道に関するご相談 ●その他水道に関するお問い合わせ

インターネット入力専用フォーム(水道の使用開始・中止等の受付)
<http://www.pref.chiba.lg.jp/suidou/index.html>

- 転居の受付は1ヶ月前からできます。土曜日の受付も行っていきます。
- 休日明けの月曜日や祝祭日の翌日には電話が集中し、つながりにくくなります。比較的つながりやすい火曜日から土曜日にご利用ください。
- インターネットなどによる使用開始・中止等の受付も行っていきますのでご利用ください。
- ※ナビダイヤルをご利用の場合は、お客様の負担は市内通話相当額となります。
- ※ナビダイヤルをご利用できない場合の通話及びFAXをご利用の場合は通話料が全額お客様負担となりますので、ご了承ください。

受持区域ごとに担当会社が異なります

委託会社	連絡先	受持区域
(株)千葉水道センター	0120-043260 043-241-6091	千葉市
(株)船橋水道センター	0120-043261 047-447-7300	船橋市・習志野市・鎌ヶ谷市
(株)市川水道センター	0120-043262 047-332-8852	市川市・浦安市
(株)松戸水道センター	0120-043263 047-367-3937	松戸市
(株)市原水道センター	0120-043264 0436-21-7041	市原市
(株)北総水道センター	0120-043268 0476-98-3000	千葉ニュータウン 成田ニュータウン

(注)0120で始まるフリーダイヤルへは、携帯電話からのご利用はできません。一般の固定電話または公衆電話からおかけください。

夜間・休日の受付時間

区分	月～金	土・日・祝
給水の申し込み及び解除の受付	17時から22時まで	9時から22時まで
漏水事故の通報・その他のサービス	17時から翌朝9時まで	9時から翌朝9時まで
給水装置の修繕受付	9時から22時まで	9時から22時まで ※給水装置の修繕は、昼間でも受け付けます。

間違い電話が多くなっています。番号を確認のうえ、おかけください。